

地域観光資源としての歴史的建造物

Historical buildings as local tourism attractions

山口 泰史*

YAMAGUCHI Yasufumi

要約 筆者の10年以上にわたる取材経験から、歴史的建造物が保存される要件は大きく「所有者の熱意」「地域住民の熱意」「専門家の助言」の3点が挙げられると考えられる。これらのうち、1つもしくは複数の要件があれば、必ずではないにしても建物は保存される可能性が高い。しかしながら、これらの要件が1つもないケースにおいて建物が保存される可能性はほとんどないといってよい。一方、地方圏で人口が減少する中、観光（交流人口）に地域活性化の活路を見出す地域は少なくないが、その場合でも歴史的建造物は地域の観光資源になり得るし、中には地域観光資源として価値がありながら、その魅力が十分に磨かれていない建物も散在する。本稿では、地域観光資源としての歴史的建造物について、(1) 保存と解体の状況の差異はどこにあるのか、(2) 磨くべき歴史的建造物という2つの観点について、具体的な事例を交えながら論じた。

キーワード：地域観光資源（local tourism attraction）、歴史的建造物（historical building）、保存（preservation）、解体（demolition）

1. はじめに

今日、20世紀型の開発優先社会は終息を迎え、文化、景観、観光などの側面から歴史的建造物が見直されるようになってきた。1996年の登録有形文化財制度の発足などはその象徴である。しかしながら、その一方で、文化財指定を受けていないがその価値は十分にある古い建物が、道路の拡幅などで無造作に壊されていく現状もある。

筆者が勤務する研究所では、年4回の機関誌『Future SIGHT』を発刊している。筆者は上記の問題意識から、2006年より「歴史を語る建物たち」という連載企画を立ち上げ、研究所がある山形県と秋田県をフィールドとして、これまで45件の歴史的建造物を掲載してきた（2018年9月時点）^①。

その中で感じたことは、大きく2つある。

1つは、建物が「保存される」ケースと「解体される」ケースには、どのような要因の違い（分岐点）があるのかということであり、もう1つは、ガイドブックやパンフレットなどで紹介されていない建物でも、取材を進めていく上で相応の歴史的価値があるものが少なくないということである。

一方で、日本はすでに人口減少基調にあり^②、地方圏においては1950年代後半から始まる高度経済成長期よりすでに人口減少が生じている県も多い^③。そうした中、現状打開策の1つとして観光（交流人口）の活性化に活路を見出す自治体が少なくないことは言を俟たないだろう。その際に、歴史的建造物は地域の観光資源になり得るし、一方で、地域観光資源としてのポテンシャルを持ちながら、その魅力が十分に磨かれていない歴史的建造物もある。

以上から、本稿ではまず、保存される歴史的建造物と解体される歴史的建造物の差異はどこにあるのか、言い換えれば、建物が保存されるために必要な要件は何であるのかを議論する。次に、地域観光資源としてとしてのポテンシャルを十分に発揮できていない歴史的建造物について、どうすればそれを発揮することができるのかについて議論する。したがって、本稿は2つの観点から構成される。

議論にあたっては、具体的な事例として、筆者がこれまで機関誌連載のために調査を行った45件の歴史的建造物の中から、適当と考えられる5件の歴史的建造物を取り上げた。なお、調査は関係者への取材（ヒアリング）

* 株式会社フィデア総合研究所

を中心に行った。

2. 歴史的建造物に関する既存研究

そもそも、歴史的建造物とは、いかなるものなのだろうか。

越智は、歴史的建造物について、「将来世代に継承すべき歴史的価値を有する建築物、土木構造物その他の工作物」と述べており、文化財登録に関し、「本来登録されるべきであるにもかかわらず、未登録のまま放置され、法律上の保護を受けないまま消滅の危機にある歴史的建造物が多数存在する」ことを問題視している¹⁾。

また坂本は、赤レンガの東京駅（1914年開業）の建て替えや、丸の内の旧東京銀行協会（1915年竣工）の取り壊しが新聞紙面ににぎわし、市民や行政、学会などによる保存運動が起きたことを引き合いに、「なぜ、歴史的建造物保存をかくも声高く訴えなければならないか」と自問し、その答えとして、「建築物がそれぞれの時代の文化の特質を最も象徴的に具現している」、すなわち「建築物はその時代の文化のいわば生き証人である」との言説を導いている²⁾。さらに宮本は、建物の保存及び活用を考えるにあたって、物理的な耐用度、建築的価値、建築が保有する性格の3点を挙げ、事例とした久留米市庁舎（1929年竣工）は、いずれの観点からも保存、活用する意義があると述べている³⁾。なお、久留米市庁舎は1996年に解体されたが、これは、田中が言うところの「歴史的建造物が都市から消滅することは、「都市の記憶」を失うことにつながる」⁴⁾、「歴史面や文化面が脆弱な都市や地域には人を惹きつけるだけの魅力が乏しく、外からの観光客を呼び込むことはなかなか難しい」⁵⁾という主張につながると懸念される。

これらの理論的研究に共通する概念は、歴史的建造物とは時代の象徴ということである。その建物がある限りは、そこに時代の空気が残存している。すなわち、現代とは異なる時空間が存在することによって、建物があるその場所に歴史や文化が息づいているのである。

一方で、内藤らは、阪神淡路大震災や東日本大震災など突発的に発生する大震災によって現物が瞬時に破壊されるリスクもあることから、現物保存だけでは不十分で、CG技術を用いたデジタルアーカイブの必要性も今後は検討しなければならないと述べている⁶⁾。

歴史的建造物の研究におけるもう1つの軸は、まちづくりなどと関連付けた研究である。

照井ほかは、川越市都市景観重要建築物である木造2階建ての洋食堂「太陽軒」（1930年頃の竣工）の保存・再生にあたり、当初より国登録有形文化財の指定を受けるために、外観を竣工当時に復元し、内部は1階をレストラン、2階を畳敷きの大広間として修復した。この建物が位置する商店街は、市の中心部が移動したため賑わいがなくなっていたが、食事客を中心に人の往来が戻りつつある⁷⁾。建物も、再生から1年後の2004年に予定通り登録有形文化財に指定された⁸⁾。なお、登録有形文化財に関しては、松井ほかが新宿区神楽坂を対象に、申請過程における官民共同の利点と課題を整理しており、課題として建造物所有者と行政の接点が欠如していたことなどを指摘している⁹⁾。ちなみに、登録有形文化財の登録には所有者の同意が必要であるが、利益を追求する株式会社などは、歴史的建造物を所有していても、経済効果の低さから保存には消極的である。それゆえ横浜市では、所有者同意を必要としない登録制度によって歴史的建造物を保存する活動を1988年より開始した。松井ほかはこの制度の効果を検証し、一定の成果を評価しつつもなお改善の余地があるとしている⁹⁾。

また、齊藤・三浦は、郡上市八幡町で歴史的建造物の悉皆調査を行っている。合併前の旧八幡町では、1986年に柳町町並み保存会が設立され、1991年には景観条例の制定、2002年には「まちなみづくり町民協定」締結と、かねてより歴史的建造物を活かしたまちづくりに力を入れており、齊藤・三浦の研究はそれをさらに強固にするものであった¹⁰⁾。調査地区は2012年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された⁶⁾。

さらに、是澤・柴田は、2008年に施行された「歴史まちづくり法」に基づき国土交通省が認定する「歴史的風致維持向上計画」に着目し、同計画の認定を受けている名古屋市と犬山市を対象に、景観行政と文化財行政と中心市街地活性化事業の三者がうまく連携していることを報告している¹¹⁾。一方、俵は、朝鮮半島に近い対馬を対象に、市民協働による歴史的建造物保存を通じた景観維持が、時として緊張状態に陥りがちな日韓関係の改善、交流に重要な役割を果たすと述べている¹²⁾。

より観光に特化した研究では、白木ほか¹³⁾が、小樽市運河周辺地区における歴史建造物の転用タイプを調査している。そして、地元企業が建物を購入して自ら転用、自営する「地元自営型」から、外部企業が転用し、他の外部企業に賃貸する「外部運用型」へと変化することで、ビジネスチャンスが拡大していく様子を示している¹³⁾。また垣内・林は、長浜市黒壁スクエアの経済波及効果を23.1億円と算出し、歴史的建造物の活用によって、それまで「1時間に人が4人と犬1匹」しか通らなかった商店街が再生したことを評価している¹⁴⁾。

さらに、土屋・伊藤は、勤務する大学の授業で、学生に歴史的建造物の保存、活用を課したところ、地域と連携して、ワークショップの実践や、パンフレット、ポスターの作成に積極的に取り組んだことから、環境デザイン教育に歴史的建造物が重要な役割を果たしたと述べている¹⁵⁾。

海外を事例とした史的研究では、田中¹⁶⁾が、満州国という新興国家（傀儡国家）が、拠り所となる文化的アイデンティティを手っ取り早く歴史的建造物の「文化財」顕彰に求めたことを、当時の公式の報告資料を整理、分析して明らかにしている¹⁶⁾。同様に田中は、植民地下の朝鮮でも、抗日感情を抑えるため、朝鮮総督府による歴史的建造物の調査保存事業が行われたと述べている¹⁷⁾。すなわち、植民地文化政策の一環として歴史的建造物が政治利用された時代があった。また大橋は、19世紀の英国では、歴史的建造物の文化財保護には貴族の私有財産意識が障害となっていたが、貴族の優遇措置がなくなってから事態が大きく変動したことを、当時の資料から読み解いている¹⁸⁾。

一方、現代に視点を移すと、内藤は、現在の旧満州（長春、瀋陽、大連）において、統治時代に日本が建築した建物の多くが歴史的建造物として現在も使われていることに着目し、その理由として、中国が歴史的建造物の文化的価値を評価して積極的に保存を推進しているのではなく、モダンで頑丈な建物を解体して新築する費用が無駄であるがゆえに使い続けていると指摘している¹⁹⁾。また魏・加藤は、中国で、旧村とその歴史的建造物を保存する目的で2003年にスタートした歴史文化名村制度について、訪れる来訪者と住民と観光推進者（景区管理者）の三者がどのような関係を構築していくかが大きな課題であると指摘している²⁰⁾。

以上、歴史的建造物に関する研究動向を大きく分けると、私感も交えた理論的考察による研究、まちづくりや地域観光と関連付けた研究、海外における時代的観点からの研究と、3つのカテゴリーに分けられると考えられる。それぞれの研究は意義深く、歴史的建造物研究の発展に大きく寄与しているといえるが、筆者が問題意識とする、歴史的建造物が保存されるために必要な要件、また、地域観光資源としてのポテンシャルを十分に発揮できていない歴史的建造物についてはほとんど言及がなく、いささか隔靴搔痒の感がある。その意味で、本稿には一応のオリジナリティがあると推測される。

3. 歴史的建造物の保存要件

歴史的建造物が保存される要件はいくつかあると考えられるが、筆者がこれまで45件の建物を調査した経験から3点ほど挙げてみたい。

(1) 所有者の熱意

1つ目は、建物の所有者の保存への熱意である。所有者は行政の場合もあれば、民間や個人の場合もある。

一例として山王くらぶ（山形県酒田市）を取り上げる⁶⁾。

酒田市役所や百貨店「マリーン5清水屋」などが建つ通りから西側の日和山公園に続く一帯は、かつて料亭やスナックなどが建ち並ぶ酒田随一の繁華街であった。その一角にある「山王くらぶ」は1999年まで料亭として営業していたが、現在は市が所有する観光施設として酒田まちづくり開発（株）が管理・運営を行っている。2003年には国の登録有形文化財に指定された。

1894年、山形県庄内地域でマグニチュード7レベルの大地震が発生した。とりわけ酒田の被害は大きく、地震後の火災も重なり多くの家屋が倒壊、焼失した。そのため、重要な接待や商談などができる場所の再建が急務となり、翌1895年、酒田市内で行商宿を営んでいた谷松宇八の土地（現在地）に、「山王くらぶ」の前身となる料亭「宇八樓」が建てられた。棟梁は、日和山六角灯台や相馬屋（現在の相馬楼）などを手掛けた、酒田出身の名工・佐藤泰太郎である。



写真－1 山王くらぶ外観

当時の資料がほとんどないことから、多くは憶測に頼らざるを得ないが、「宇八樓」は簡素な造りの中にも随所に贅を尽くしており、谷松が建築費を独力で工面できたとは考えにくい。いわゆる普請道楽（好事家や趣味人が、蓄財を建築に費やしたり、次々に住まいなどを建て替えたりすること）として建てられた可能性もある。

「山王くらぶ」の運営スタッフを務め、界隈の歴史にも詳しい木村幾子さんは、「谷松宇八は地元でも信頼のおける人物だったと聞いています。それで、周りの人たちが谷松にお金を貸して、料亭の経営を打診したのかもしれませんが」と話す。

料亭「宇八樓」と最もかかわりの深い著名人は、おそらく竹久夢二（1884-1934）だろう。美人画で一世を風靡し、大正ロマンを代表する画家である夢二は、同時に旅人でもあった。酒田には生涯に3度訪れ、宇八樓では、普段はあまり使われない茶室に寝泊まりをしていた。当時は館内に風呂場もあり、文字通り逗留が可能であった。夢二は、宇八樓で画会を開いたり、象潟へスケッチ旅行に出かけたりしている。また、1927年の都新聞（東京新聞の前身）に長期連載された自伝絵画小説『出帆』では、「酒田は殊に好きだった。（略）庄内なら余生を送るのに不足のない土地だ。」と書いている。夢二の旅先の中でも、酒田がお気に入りであった様子がうかがえる。

しかしながら、わが国で次第に戦時色が濃くなると、酒田市臨海部の大浜工業地帯に工場を構えていた鐵興社（東北東ソー化学の前身）が規模を拡大したことから、宇八樓は1941年、同社の男子独身寮となった。

戦後、宇八樓は人手に渡り、昭和21年、「山王くらぶ」として料亭を再開した。このとき木彫り看板の文字を書いたのが、評論家・佐高信氏の父親である佐高兼太郎である。兼太郎は、「茜舟」の雅号を持つ酒田の書家で、とりわけ仮名を得意とした。信氏は看板のことを知らなかったらしいが、後年山王くらぶを訪れた際に、「これは親父の文字ではないか」とすぐに気が付いたそうである。

料亭文化の斜陽化の波にはあらがえず、山王くらぶは1999年に休業した。2003年には国の登録有形文化財に指定されたが、維持管理が大変なことから、2005年に所有者から酒田市に寄付された。当時の酒田市の担当者で、現在は酒田まちづくり開発㈱の総支配人を務める本間博さんは、「この建物をなくしてはいけないと思い、喜んで引き受けた」と当時を懐かしむ。

企画展示など、建物の利活用については職員が知恵を絞った。これは察するに、寄付を受けた市が自ら再生させることで、建物に愛着と責任感を持たせる狙いがあったのではないだろうか。

かくして2008年、市の観光施設「山王くらぶ」がオープンした。ユニークなのは、2階の一室を酒田商工会議所女性部で構成する「傘福くらぶ」の活動拠点にしていることである。酒田の傘福は「日本三大つるし飾り」の1つともされる伝統細工で、予約なしでも制作体験が可能である。木村さんは、「いろいろな方が建物を利用されることで、館内に活気が出る」と、その効果を強調する。

2013年からは、酒田まちづくり開発㈱が市の指定管理者として管理・運営に当たっている。「現状を保持しながら利益を上げるのは大変です」と木村さんは話すが、全国的にみると、解体等によって登録有形文化財を抹消されたケースは少なくない。山王くらぶが元の所有者から酒田市、そして指定管理者に受け継がれ、今後に残されていくことに期待したい。

ところで、木村さんは山王くらぶの魅力を「ありのままの姿で、居心地がいいこと」と話す。実際、喫茶室で2時間ほど読書するだけで帰るお客さんもいるという。「自分の家のように、リラックスして“空間”を楽しんでほしい」と語る木村さん。有名人がひょっこり訪ねてきて驚くこともあるそうだが、リラックスできるようにあえて特別なもてなしはしないそうである。筆者もどんな有名人が来たのか教えてもらえなかった。山王くらぶなりの配慮なのだろう。

一方で、ツアーなどの団体客には、たとえ短時間であっても最大限のもてなしをする。その理由について木村さんは、「ツアーで来られたお客様は、たまたまここがルートに盛り込まれていたから来られただけかもしれませんが。しかし、せっかく縁あって来られたのですから、気持ちよくお帰りいただき、1人でも2人でもリピーターになってくれたらいいと思います」と語ってくれた。お客に「こんな素晴らしい建物があるとは知らなかった。ぜひ残してほしい」と言われるのが、何よりうれしいという。

以上、山王くらの事例は、所有者（管理者）が代わっても、建物を残していくという強い思いが受け継がれることで保存につながっているケースと考えられる。また、地域の観光資源として様々な工夫を行っている様子も感じ取ることができる。

(2) 地域住民の熱意

2つ目は、地域住民の保存への熱意である。具体的な事例として日和山六角灯台（山形県酒田市）を取り上げる。

日本公園緑地協会が選定する「日本の都市公園100選」にもなっている日和山公園の一角に、六角形をした西洋風の白い木造灯台が建っている。1895年に建造され、1958年まで現役の灯台として活躍した初代酒田灯台（現在の酒田灯台は3代目）で、現存する木造六角灯台としては日本最古級である。1988年に山形県の指定有形文化財となり、地元では「六角灯台」として親しまれている。

酒田における灯台の歴史の幕開けは、江戸時代中期の1767年、「公益の祖」と呼ばれる本間光丘が私費で最上川の河口部に常夜灯を建てたことに始まるといわれている。

時は流れて1895年10月、最上川左岸の宮野浦に、高さ約12mの初代酒田灯台（六角灯台）が建てられた。棟梁は佐藤泰太郎である。

世界的数学者の小倉金之助をいここに持つ佐藤は、ほぼ独学で大工の知識を学び、若い時から棟梁としての腕を発揮した。六角灯台を建てたのは、佐藤が34歳のときである。

ちなみに、佐藤が建てた建物は、1894年に酒田を襲った大地震でも倒れないで残ったものが多かった。大地震で最も被害が大きかった酒田市中心部の船場町で3つ残った土蔵は、すべて佐藤が建てたものであった。おそらく佐藤も数学的センスを持ち合わせており、それを耐震に生かしたのだろう。

六角灯台はその後、1913年（最上川右岸）と1923年（大浜）に2度移転され、酒田の海上安全の役割を果たしてきたが、1958年、少し離れた高砂に新しい灯台が建てられると、63年の現役生活を終えた。

不要になった六角灯台は、取り壊しの方向で検討されていた。それに待ったをかけたのが市民であった。しかし、保存するためには約50万円かかるという。大卒の初任給が1万3千円程度の時代だったことを考えると大変な金額であった。

そこで、酒田市中心部の下中町で穀物商を営んでいた佐藤三郎らが中心となって、町内会組織を活用するなどして市民から約43万円の募金を集めた。それを持って当時の市長と市議会議長に掛け合ったところ、不足分は市が補うことで日和山公園への移転保存が決まった。

六角灯台の移転では、まず大型の船で港をさかのぼり、船場町で陸揚げし、そこからウインチなどで現在地に運んだ。つまり、解体して復元するのではなく、そのまま移転したのである。それがいかに大変な作業であったかは想像に難くない。結局、費用は募金額の2倍かかったそうである。

しかしながら、そうした地域住民の熱意は次



写真-2 日和山六角灯台外観

第に忘れられていった。1983年に発行された『酒田市制50年』で佐藤は、「今、酒田の名所になっているこの灯台が、当時市民の多くの協力によってできたことが忘れられていくことは、募金の責任者として誠に申し訳なく、このことをどうかページに加えていただければ」との文章を寄せている。

六角灯台の内部は安全面から見学できないが、夜はランプがともされ、往時の姿をしのぶことができる。また、オレンジ、青、紫、緑の4色でライトアップされる姿は非常に幻想的である。ライトアップは1988年の桜まつりを盛り上げるため、東北電力がイベント的に始めたものであるが、1990年からは市が常設して行っている。ただし、いつから4色になったのかは明らかでない。

六角灯台はCMに登場したことはあるが、ドラマや映画などで本格的なロケが行われたことはほとんどない。六角灯台を管理する市都市計画課では、「バックに日本海が見えるので景観もいい。観光PRにもなるのでロケは歓迎」と意欲を見せる。

今後についても、市では基本的に保存していく方針である。市都市計画課は、「六角灯台は、市の指定文化財（名勝）でもある日和山公園を構成するオブジェとして欠かせない存在であると同時に、酒田市のシンボリック存在でもある」と強調する。そして、「六角灯台は市民の陳情によって解体を免れた。いわば、六角灯台は市民の財産であり、これからも大事に守っていきたい」と責任感もどかせる。

六角灯台はまさしく、市民と行政の情熱が重なることによって、歴史ある建物が残された好例である。そのことに市民はもっと誇りを持ってよい。

以上より、日和山六角灯台は、解体の危機にあったものを、市民の熱意によって免れたものであることが分かる。そして、今日では酒田市の観光パンフレットの表紙を飾るなど、酒田を代表する歴史的建造物となっている。したがって、ある意味では市民に先見の明があったと考えられる。

(3) 専門家の助言

3つ目は、専門家の助言である。ここでは能代市役所第一庁舎（秋田県能代市）を具体的事例として取り上げる⁽⁸⁾。

能代市中心部に位置する能代市役所は、かつて第一庁舎から第五庁舎、および第一庁舎に増築された議事堂で構成されていた。第一庁舎は1950年5月に建設され、庁舎の中では最も古い。2007年には現役の行政庁舎として、県内で初めて国の登録有形文化財に指定された。

1949年2月20日深夜、日本の火災史上に名を残す「能代大火」が発生した。火勢は夜明けまで衰えず、出火から7時間余りを経てようやく鎮火した。これにより、市役所など官庁通りを含めた当時の市街地面積の約42%が消失してしまった。

行政機能を回復させるため、能代市では早急に市庁舎を再建する必要があるがあった。そこで、当時の柳谷清三郎市長は、旧制第二高等学校（東北大学の前身）および東京帝国大学（現東京大学）で親交のあった武藤清・東京大学教授に新庁舎の設計を依頼した。武藤は建築構造力学の権威であり、後に、日本初の超高層ビルである霞が関ビル（1968年竣工）を設計した人物である。

市会の委任を受けて、8月後半に市長一行が上京して武藤と相談した。話はすぐにまとまったが、冬期になるとコンクリートの寒中工事が必要で、工期が長くなってしまふことから、気温が低下する前に外装工事を完了させなければならなかった。そこで武藤は、過去の気象データから工事完了のリミットを設け、約80日間で鉄筋コンクリート3階建ての新庁舎（現在の第一庁舎）を完成させた。武藤は後に、「随分無理な工程であった」と述懐している²¹⁾。

その後、内装工事を経て1950年5月に竣工した新庁舎は、「北歐式の白亜の殿堂」「全国でも数少ない近代的な市庁舎」と地元紙でも称賛された。

くしくも同年は能代市の市制施行10周年であり、10月の記念式典には、新庁舎前に多くの市民が集まった。来賓として招かれた進駐軍のジョーホールドも（当時の日本はまだアメリカの占領下にあった）、「能代は新しく明るい町で、私は永く忘れないでしょう」と祝辞を述べた。

2004年、調査研究のため能代市を訪れていた、秋田公立美術工芸短期大学（現・秋田公立美術大学）の澤田



写真－3 能代市役所第一庁舎外観
(上：新庁舎建設前、下：現在は新庁舎と接続)

享教授は、立ち寄った第一庁舎でその歴史的価値に注目した。

その年に、能代市の委託で建造物調査を行った澤田教授は、報告書で「当初外観を良く残す状態であり、文化財登録の基準を十分満たすものと考える」と評価した。これを受けて、市では第一庁舎（議事堂を含む）を国の登録有形文化財に申請することを決定し、文化庁に申請した。そして、2007年に登録が認められた。

なお、現役の行政庁舎で、国の登録有形文化財に指定されているのは、神奈川県庁本庁舎、静岡県庁本館、名古屋市役所本庁舎、鹿児島市役所本館など全国でも数例しかなく、東北地方では能代市役所第一庁舎が唯一である。中でも、戦後に建築されたのは能代市役所第一庁舎だけである。戦後復興期で物が不足していた時代に、突貫工事ながら敏腕をふるった武藤の功績が認められた格好といえよう。

能代市のある職員は、「築年数が経ってから、建て替えの話は何度かあったようです。設計が武藤教授でなく、また、澤田教授が能代市を訪れていなければ、国の文化財に指定されることもなく、建て替えられていたかもしれません」と話す。また、別の職員が「(澤田教授の)調査で屋根裏に入ったとき、棟札に武藤清先生の名前を見つけて驚いた」と話すように、能代市の職員自身が建物の歴史的価値に気付いていなかったようである。

ところで、自分の働いている職場が文化財になるという気分はどのようなものなのだろうか。ある職員は、「文化財になったからといって、特別気にかけていることというものはない」と話す。確かに、登録有形文化財に指定されても、建物に承認プレートが1枚張られるだけでは、ピンとこないのは当然かもしれない。

とはいえ、2012年6月に、建物への感謝の意を込めて、建物中のトイレを清掃するという企画が行われ、総務課が中心となって呼び掛けたところ、休日にも関わらず便器の数より多くの市職員が参加したという。確かに、筆者が取材後にトイレに寄ったらどの便器も驚くほどピカピカだった。取材に対応した先の職員もこの企画に参加したそうで、「感謝の気持ちを持ちながら、これからもこの庁舎で業務を行っていきたい」と語ったのが印象的だった。

なお、能代市役所は建て替えによって2017年10月に新庁舎が完成したが、登録有形文化財である第一庁舎は耐震診断でも問題ないとされたため、新庁舎に接続する形で保存され、市長室が置かれるなど引き続き行政機能を維持している。

以上から、能代市役所第一庁舎は、大学教授の調査で武藤清が設計に携わった貴重な建物であることが分かり、解体から保存へ舵を切ることになった。しかし、職員への取材から文化財建築で働くことに感謝する声が聞かれたように、必ずしも「この建物は保存されるべきである」という紋切り型の使命感によるものではないと考えられる。また、新庁舎建設前は、第一庁舎に幼稚園や小学校の社会見学や、市内外からの団体客の見学が年に数回あった。個人観光客の見学も、受付で話をすれば、職員の仕事に支障のない範囲で可能だったようで、地域観光資源としても一定の役割を果たした。

新庁舎建設後も、第一庁舎はそれに接続する形で存在することから、今後も観光スポットとしてのアピールになるであろう。

4. 解体された歴史的建造物

次に、歴史的価値を有すると考えられながら解体された建造物について、旧黄金村役場（山形県鶴岡市）の事例に基づいて考察する⁹⁾。

JR 鶴岡駅から南西の方向に車で 20 分ほど行ったところに、国指定の名勝、霊峰・金峯山がある。そのふもとにかつて、使われていない木造 2 階建ての建物が建っていた。戦後のいわゆる「昭和の大合併」によって、当時の鶴岡市と合併した旧黄金村役場（1936 年建設）である。

金峯山のふもとと一帯には、鎌倉時代にはすでに住民が定着し、部落をつくって農耕生活を営んでいたといわれる。金峯山は、羽黒山のように修験道が盛んだったこともあって神社や寺が多く、周辺部落は信仰の地として栄えた。

1888 年、政府が市制および町村制を施行すると、1889 年 4 月に周辺 9 村が合併して黄金村が誕生した。今にいう「明治の大合併」である。

1891 年に最初の役場が完成し、幾度の建て替えを経て 1936 年に解体前の建物となった。6 代目村長の神尾政吉の頃である。神尾村長は黄金村歴代 9 人の村長の中では最も在職期間が長く、1911 年 3 月から約 30 年にわたって郷土の発展に尽力した。役場庁舎の新築にあたっては、物価の変動が激しい時代であったため、物価の上昇時に建築費を積み立て、物価の一番安い時期に着工するという妙技を図った。

しかし、1953 年に町村合併促進法が施行され「昭和の大合併」が始まると、黄金村は他の町村とともに、隣接する鶴岡市（当時）に吸収合併されることになった。1955 年 4 月 1 日、黄金村は鶴岡市と合併し、約 70 年の歴史に幕を下ろした。

旧黄金村役場は、わが国を代表する時代小説作家・藤沢周平（1927-1997）とも深いつながりがある。黄金村大字高坂（現・鶴岡市大字高坂）に生まれた藤沢は、1942 年に黄金村国民学校高等科を卒業すると、担任の薦めで旧制鶴岡中学校（現・鶴岡南高校）夜間部に入学し、昼間は鶴岡印刷株式会社で働いた。

しかし、1 年後の 1943 年、黄金村職員に欠員が出たことから、藤沢は請われて故郷の村役場に移り、税務課書記補として徴税令書の作成や地租の計算などに従事した。

当時、役場では昼休みに庄内藩校致道館ゆかりの「論語抄」を読む習慣があり、それを指導したのが藤沢の役場就職を世話した助役の高山正雄であった。藤沢はしばしば高山家を訪れ、高山の書齋で老荘思想や吉田松陰と松下村塾の門下生などの話を聞き、歴史書などを借りて帰った。時には真夜中を過ぎることもあり、夜道は狭い切り通しであったが、「自転車を飛ばす私は話を聞いた興奮が残っていて、少しもこわくなかった」と、藤沢は自叙伝『半生の記』（1994 年）で記している。また藤沢は、ラジオから流れる終戦の玉音放送を役場の控え室で聞いた。その時の心境を『半生の記』で「心理的にはだいぶ前から国に預けておいた命が返されてきたよう」と記している。こうした村役場職員としての経験が、その後の藤沢の作家人生に少なからず影響を与えたことは想像に難くない。藤沢は、終戦翌年の 1946 年に旧制鶴岡中学校夜間部を卒業すると、旧制山形師範学校（現・山形大学）入学のため役場を退職した。

建物に話を戻すと、鶴岡市との合併で旧黄金村役場は鶴岡市役所支所となり、同時に公民館としての機能も備えた。

1960 年に鶴岡市役所は各支所を廃止して、支所業務を公民館に委任した。それにより、旧黄金村役場は「鶴岡市黄金公民館」となった。

その後、1978 年に黄金公民館が廃止され、建物は「黄金コミュニティセンター」となった。しかし、1996 年に黄金コミュニティセンターが移転新築されてからは、旧黄金村役場は用途がなかった。

また、県の調査でも文化財の部類には入らないと判断されたため、建物は鶴岡市契約管財室の所管となった。同室は行政目的のない市の財産を管理する部署だが、誤解を恐れず言えば、ここは「建物の墓場」に近い。事実、



写真-4 現存時の旧黄金村役場外観

閉館以降は10年近く雨ざらしで、隣に保育園があることから、地元では安全面から解体を要望する声も寄せられた。取材当時、同室では「旧黄金村役場については、解体か保存かも含めて、今後の予定は全くの白紙」と話したが、うがった見方をすれば、保存する理由がなければ解体は避けられない状況であった。

鶴岡市は、2006年12月に「藤沢周平記念館」の基本計画を公表した。それによると、建設予定地は鶴岡公園（鶴岡城址）内で、藤沢周平の没後10年となる2007年度からの着工が予定されていた。旧黄金村役場を記念館にという声も愛好者の間にはあったようだが、日の目を見ることはなかった。

しかし、2005年12月の市議会定例会で、富塚陽一・鶴岡市長(当時)は、「海坂藩を原点として、城址に拠点があつてしかるべき」と、記念館の建設地はあくまで鶴岡公園であると述べつつ、「観光客の中には、懐かしさ、あるいは興味を持って鶴岡市内を巡回される方々もおられるでしょうから、可能な限り施設の整備について配慮し、庄内あるいは鶴岡全体が藤沢文学のミュージアムになるというようなコンセプトで運営をしていくのがいいのではないか」と答弁している。その際、「藤沢周平の出生地の高坂方面に何か…」と旧黄金村役場の利活用をほめかしている。

一時期とはいえ、藤沢周平が実際働いた職場(建物)が現存しているのは貴重なことであるし、そこで終戦の玉音放送を聞いたという事実は極めて興味深い。また、隣接する金峯山は、短編「臍曲がり新左」(1976年、『冤罪』所収)に描かれ、さらに、藤沢の出身地である高坂は、短編「三月の鮠」(1991年、『玄鳥』所収)に登場する。これらを結びつけば「藤沢ミュージアム・黄金編」ができたのではないだろうか。つまり、コア・サテライト・トレイルシステムを強化することで「発見の小径」が増え、観光空間としての地域の魅力が増大する²²⁾という発想である。

藤沢周平を観光の目玉にしつつ、まだ彼の息吹が残る建物が消えてしまう矛盾が生じないことを願ったが、その願いもむなしく、旧黄金村役場は閉館後の利活用さえ検討されることなく2012年に解体され、廃材は市内の住職が引き取った。

ここで、歴史展建造物が保存される3つの要件を検討すると、まず「所有者の熱意」については、山形県が「文化財の価値なし」としたことで、鶴岡市では独自に検討することなく、「建物の墓場」ともいうべき契約管財課が保有することとなった。また、「地域住民の熱意」については、建物の隣に保育園があることから、地区の自治振興会ではむしろ、安全面や防犯上の理由で鶴岡市に解体を要望する状況であった。3つ目の「専門家の助言」についても、学識経験者(歴史、文学、建築などの専門家)から鶴岡市への直接的な働きかけはなかった。

このように、第3章で示した3つの要件のうち1つでも該当するものがあれば、歴史的建造物が保存される必要条件となり得るが(十分条件ではない)、それらが1つもない状況においては、歴史的建造物が保存される可能性は極めて低いと考えざるを得ない。

5. 地域観光資源の掘り起こし

本章では、地域観光資源としての価値を十分に兼ね備えながら、それが十分に発揮できていない歴史的建造物について考察する。事例として清亀園(山形県酒田市)を取り上げる⁽¹⁰⁾。

「本間様には及びもせぬが、せめてなりたや殿様に」と謳われるほどの栄華を誇った本間家が、かつて酒田はもちろんのこと、日本を代表する大地主(豪商)であったことは余りにも有名である。しかし、酒田では本間家に次ぐ大地主(豪商)であった伊藤家を知る人は少ない。清亀園は1891年に伊藤家の別邸として建てられた

ものである。

改訂版『酒田市史』（1987年）には、伊藤家当主・伊藤四郎右衛門に関する記述が随所に登場する。伊藤家当主は代々「四郎右衛門」を名乗ったが、初代四郎右衛門は江戸時代に現在の鶴岡市大山で油商を始め、酒田に移って財を成した。そして、蓄えた富を土地に投資して大地主となり、さらに資本を拡大していった。

伊藤四郎右衛門の羽振りの良さについてはいくつかのエピソードがある。4代当主の時代に作られた1829年の庄内長者番付では、伊藤四郎右衛門は本間と並んで最上級の「行司」に名を連ねている。また、5代当主の時代の1840年には、庄内藩主・酒井家を長岡へ、長岡藩主を川越へ、川越藩主を庄内へ移封する命が幕府より下った。詳述は避けるが、これは酒井家にとって極めて不利な条件であったため、藩主を慕う領民は必死の抵抗を行った。翌年、この命は却下されるが、そのために領民が藩に上納した寸志金5,544両のうち、本間家が2,000両、伊藤四郎右衛門が1,000両と群を抜いていた。

一方で、伊藤四郎右衛門は文化にも造詣があった。とりわけ、4代目四郎右衛門は能楽をたしなみ、屋敷に能舞台を設けるほどであった。また、清亀園を建てた7代目四郎右衛門は、その造園を、酒田が生んだ稀代の名庭師・山田挿遊に託し、自らも別邸に仲間を招いて将棋や俳句を楽しんだ。

しかしながら、大正期に伊藤家が石油事業に失敗して没落すると、清亀園は、酒田の木工業に尽力した北原直次郎の手に渡り、北原の死後は池田亀三郎の所有となった。ただし、その辺りの経緯は明らかでない。

人名録『現代庄内人物名鑑』（1961年）によれば、酒田出身の池田亀三郎は、東京帝国大学（現在の東京大学）を卒業後、三菱合資会社（当時）に入社し、三菱油化（現在の三菱ケミカル）の初代社長として鹿島や四日市に石油化学コンビナートを建設するなど、日本の化学工業界の重鎮として辣腕を振るった人物である。



写真－5 清亀園外観

もともと、池田亀三郎は酒田に住んでいなかったため、普段は清亀園の近くにある（株）ふとんの池田が、従業員の貸家などに使用しながら管理をしていたようである（酒田健康生活協同組合の資料より）。しかし、庭の手入れは十分に行っていなかったため、まるで藪のようで、タヌキも出るくらい草ぼうぼうの状態だったという。

1977年に池田亀三郎が亡くなり、清亀園は酒田市が1979年に遺族より買収した。酒田市では、1976年に日本の災害史にも残る酒田大火が発生し、1979年には異例のスピードで復興宣言を果たした。当時の市長であった相馬大作は、回顧録『草鞋をつくって二十年』（1992年）の中で、復興宣言の年に清亀園を買収した理由について、「大火の教訓の1つと

して、緑地の確保が叫ばれていた」と述懐している。すなわち、買収の目的は建物の保存ではなく広大な緑地（庭園）の取得であった。

買収後は荒れていた庭園を整備し、往時の姿を取り戻した。一方で、建物についても日本の伝統建築研究の第一人者である京都工芸繊維大学の中村昌生教授（当時）が調査を行い、庭園との一体的な調和を重視した上で、一部改修して保存すべきとの報告書を作成した。

かくして、改修を終えた清亀園は、観光施設としてではな、茶会や将棋など、市民がイベントに利用する貸館として再出発することとなった。現在は単体運営であるが、かつては市の中央公民館の分館であった。

観光施設ではなく貸館となった理由は、資料不足もあって定かでない。しかし、前出『草鞋をつくって二十年』に「多くの市民から利用していただき感謝している。買収当時は、大火復興のため財政事情の苦しい時期であったが、いま市民の方がたが喜んでおられる姿を見ていると、良かったと思っている」という記述があることから、当初より市民に広く利用してもらう目的があったと推測される。さらに想像を逞しくすれば、

清亀園で文化活動に興じた伊藤四郎右衛門の息吹を復活させたいという思いがあったのかもしれない。

清亀園の庭園は、開館時間内であれば誰でも出入り自由である。建物も、イベントが行われていなければ無料で見学することができる。シルバー人材センターから派遣された3人のスタッフが交代で常駐しており、希望すれば無料でガイドをお願いすることも可能である。スタッフの1人である本間雄一さんは、会社員時代に営業で全国を飛び回った経験から、「人と話をすることが大好きで、ここでの仕事を選びました。建物は地味な造りですが、随所にさりげなく贅を凝らしてあり、それをお客様に説明するのは楽しいです」と話す。

もっとも、清亀園は観光施設と位置付けられていないせいか、存在自体がいささか地味で、本間さんも、「イベントも含めて誰も来ないまま、掃除などで一日の勤務が終わることもある」という。建物も庭園も、100年以上昔の状態ではほぼ現存しているにもかかわらず、文化財に指定する動きもないようである。

ちなみに、酒田、鶴岡に残る比較的有名な歴史的建造物は、本間家旧本邸（山形県指定有形文化財）や本間美術館（国指定名勝）、旧風間家（国指定重要文化財）、旧鐙屋（国指定史跡）など、今も地元の名家として残る家に関わるものが多い。しかしながら、旧伊藤家別邸「清亀園」のように、没落しながら今なお残る建物にも歴史的建造物としてのストーリーがあり、注目する価値があるだろう。

また清亀園は、酒田駅を起点に歴史的建造物が点在するエリアに位置する。酒田市中長期観光戦略（2016年）によれば、酒田を訪れる観光客の約8割は酒田に宿泊しない。そこで、清亀園を地域観光資源として掘り起こすことができれば、来訪者の酒田滞在時間が延び、宿泊者の増加も期待される。ただし、清亀園は現在貸館として教育委員会が管理しているため、今後は縦割り行政の枠を超えて、観光部局などと連携しながら価値を見直す必要があるだろう。

6. おわりに

本稿は、地域観光資源としての歴史的建造物について、既存研究や事例紹介などから現状と課題を論じたものである。具体的には、保存される建物と解体される建物の状況的差異、及び地域観光資源として磨きうる歴史的建造物という2つの観点から考察を行った。結果は以下のようにまとめられる。

まず、歴史的建造物に関する既存研究においては、私感も交えた理論的考察による研究、まちづくりや地域観光と関連付けた研究、海外における時代的観点からの研究と、大きく3つのカテゴリーに分けられた。観光に関連した一定の研究成果はあるものの、歴史的建造物が保存されるために必要な要件や、地域観光資源としてのポテンシャルを十分に発揮できていない歴史的建造物についてはほとんど言及がなく、その意味で本稿には一応のオリジナリティがあるといえる。

次に、10年以上に及ぶ筆者の取材経験から、歴史的建造物が保存されるためには「所有者の熱意」「地域住民の熱意」「専門家の助言」という3つの要因があるとの仮説を立て、具体的事例に基づき考察した。一方で、それらの要因が1つもない建物は解体される可能性が非常に高いことも、具体的事例から検証した。

最後に、地域観光資源としてのポテンシャルがありつつ、それが十分に発揮できていない歴史的建造物も存在するという現状認識のもと、具体的事例を取り上げながら、行政などによる横断的、戦略的な観光政策が必要であるとの見解を示した。

歴史的建造物には、建物自体の歴史的（建築的）価値だけでなく、建物が紡いできた歴史に価値がある場合もあり、藤沢周平と縁の深い旧黄金村役場や、酒田で「二番目」の大地主であった清亀園（旧伊藤家別邸）などはこの例に類すると思われる。したがって、今後は多面的に建物の価値を評価する必要があり、同時に建物の価値を「知る」機会の創出を図っていくことも重要であると考えられる。

謝辞：本稿を作成するにあたり、建物に関係する数多くの方々からヒアリングにご協力いただいた。この場をもって御礼と代えさせていただきます。なお、本稿の骨子は、2016年度日本観光研究学会東北支部大会（東北公益文科大学）、及び、2017年度日本観光研究学会東北支部大会（福島大学）で発表した。

【補注】

- (1) フィデア総合研究所のホームページを参照 (https://www.f-ric.co.jp/fs_bk.htm)。
- (2) 2010年と2015年の国勢調査を比較すると、全国人口は96.2万人減少している(減少率-0.8%)。
- (3) 1955年から1960年にかけて、沖縄を除く46都道府県のうち26県で人口が減少した。
- (4) 文化庁ホームページ (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1325047.htm) 「国指定文化財等ベース」による。最終閲覧日は2018年9月20日。
- (5) 文化庁ホームページ (<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/>) 「重要伝統的建造物群保存地区一覧」による。最終閲覧日は2018年9月20日。
- (6) フィデア総合研究所機関誌連載記事 (<https://www.f-ric.co.jp/fs/201610/12-13.pdf>) を一部編集して転載。
- (7) フィデア総合研究所機関誌連載記事 (<https://www.f-ric.co.jp/fs/201407/12-13.pdf>) を一部編集して転載。
- (8) フィデア総合研究所機関誌連載記事 (<https://www.f-ric.co.jp/fs/201210/12-13.pdf>) を一部編集して転載。
- (9) フィデア総合研究所機関誌連載記事 (<https://www.f-ric.co.jp/fs/200701/08-09.pdf>) を一部編集して転載。
- (10) フィデア総合研究所機関誌連載記事 (<https://www.f-ric.co.jp/fs/201710/08-09.pdf>) を一部編集して転載。

【参考文献】

- 1) 越智敏裕 (2017)：公物としての歴史的建造物の保存について、*上智法学論集*、55-2、pp.1-36
- 2) 坂本勝比古 (1989)：歴史的建造物の保存と再生、*コンクリート工学*、27-9、pp.4-12
- 3) 宮本達夫 (1994)：近代建築の保存・活用に関する一考察、*活水論文集・生活学科編*、37、pp.29-59
- 4) 田中一雄 (2016)：歴史的建造物保存についての一考察、*新島学園短期大学紀要*、36、pp.103-114
- 5) 田中一雄 (2016)：歴史的建造物保存についての一考察Ⅱ、*新島学園短期大学紀要*、37、pp.151-159
- 6) 内藤旭恵・金澤航・坂井滋和 (2012)：情報化の観点から見た我が国の歴史的建造物の保存と展示・公開の現状、*研究報告 デジタルコンテンツクリエーション (DCC)*、2012-DCC-2 (9)、pp.1-9
- 7) 照井春郎・羽生修二・田中和幸 (2004)：昭和初期における商業建築の保存・再生方法について 埼玉県川越市都市景観重要建築物【太陽軒】を通して、*日本建築学会技術報告集*、20、pp.353-358
- 8) 松井大輔・窪田亜矢・西村幸夫 (2012)：登録有形文化財の申請過程における官民協働の利点と課題－新宿区神楽坂における実践を通して－、*都市計画論文集*、47-3、pp.613-618
- 9) 松井大輔・窪田亜矢・西村幸夫・鈴木伸治 (2011)：所有者同意を必要としない登録制度による近代建築の保存に関する考察－横浜市の登録・認定歴史的建造物制度を事例として－、*都市計画論文集*、46-3、pp.217-222
- 10) 齊藤知恵子・三浦卓也 (2007)：郡上八幡における歴史的資源調査－歴史的資源を活かしたまちづくりにむけた歴史的建造物悉皆調査－、*都市計画論文集*、42-3、pp.439-444
- 11) 是澤紀子・柴田紘一郎 (2016)：歴史まちづくりにおける歴史的建造物の保存再生に関する研究－名古屋市および犬山市を事例として－、*都市計画論文集*、51-3、pp.313-319
- 12) 俵 寛司 (2017)：まちなみ景観と遺跡保存－日韓国境、対馬における調査事例から、内なる「越境」に向けて－、*長崎国際大学論叢*、17、pp.23-38
- 13) 白木里恵子・久保勝裕・石田真二・寺澤淳司 (2004)：小樽市運河周辺地区における歴史的建造物の転用の波及に関する研究、*都市計画論文集*、39-3、pp.715-720
- 14) 垣内恵美子・林 岳 (2005)：滋賀県長浜市黒壁スクエアにおける観光消費の経済波及効果と政策的インプリケーション、*都市計画論文集*、40-1、pp.30-39
- 15) 土屋和男・伊藤剛 (2017)：歴史的建造物の保存、活用を課題とした環境デザイン教育 松ヶ岡 (旧山崎家住宅) における掛川市との地域連携の実践、*常葉大学造形学部紀要*、16、pp.139-148
- 16) 田中禎彦 (1999)：満州国における歴史的建造物の調査保存事業、*日本建築学会計画系論文集*、525、pp.273-280
- 17) 田中禎彦 (2005)：20世紀前半の朝鮮総督府による朝鮮の歴史的建造物の調査保存事業について、*日本建築学会計画系論文集*、594、pp.207-214
- 18) 大橋竜太 (2005)：ジョン・ラボックによる古記念物保護法の制定とその後の建築保存行政への影響について：英国における歴史的建造物の保存に関する研究、*日本建築学会計画系論文集*、594、pp.253-258
- 19) 内藤旭恵 (2017)：旧満州における歴史的建造物の現物保存および利活用に関する研究、*静岡産業大学情報学部研究紀要*、20、pp.245-276
- 20) 魏 小娥・加藤晃規 (2016)：中国の歴史文化名村における歴史的建造物の観光利用の実態と問題点－：韓城市党家村の四合院住宅の利活用に注目して－、*都市計画論文集*、51-1、pp.70-78

- 21) 武藤 清 (1950) : 能代市庁舎の計画とコンクリート工事、*日本建築学会研究報告*、7、pp.161-164
- 22) 村上佳代・西山徳明 (2015) : 国際協力を通じたエコミュージアム観光開発技術による文化資源マネジメントの試みに関する研究－山口県萩市とヨルダン・ハシミテ王国サルト市を事例として－、*都市計画論文集*、50-3、pp.1188-1195